

第一種使用規程の承認に係る申請案件の審査状況

1. ご審議いただく案件

名称【申請者】	使用等の内容	検討状況		承認の状況			
		農作物分科会 又は 昆虫分科会	総合検討会	カルタヘナ法		食品衛生法 又は飼料安全法	
				隔離ほ場 又は 隔離飼育 区画	一般利用	食品	飼料
1 高オレイン酸含有並びに除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤、グリホサート及びジカンバ耐性ダイズ (<i>gm-fad2-1</i> , <i>gm-hra</i> , 改変 <i>cp4 epsps</i> , 改変 <i>dmo</i> , <i>Glycine max</i> (L.) Merr.) (305423 × MON89788 × MON87708, OECD UI: DP-305423-1 × MON-89788-1 × MON-87708-9) 並びに当該ダイズの分離系統に包含される組み合わせ(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。) 【デュポン・プロダクション・アグリサイエンス株式会社】	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為	2017年 1月13日 2月10日	2017年 3月30日	免除	—	—	—
2 除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネ (改変 <i>bar</i> , <i>barnase</i> , <i>barstar</i> , <i>Brassica napus</i> L.) (MS11, OECD UI:BCS-BN0-12-7) 【バイエルクロップサイエンス株式会社】	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為	2016年 10月17日 12月21日 2017年 1月13日	2017年 3月30日	—	—	—	—
3 緑色蛍光タンパク質含有絹糸生産カイコ (<i>HC-EGFP</i> , <i>Bombyx mori</i>) (HC-EGFPぐんま、HC-EGFP 200、HC-EGFPぐんま×HC-EGFP 200) 【国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構】	飼育施設におけるカイコの繭の生産を目的とした使用、飼育、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 (系統維持を目的とした羽化、交尾又は産卵を伴う成虫の飼育、卵の保管、運搬及び卵のふ化から2齢幼虫期までの飼育並びにこれらに付随する行為を除く。)	2016年 12月6日 2017年 1月10日 2月14日 3月10日	2017年 3月30日	2014年	—	—	—

注1: 「承認状況」の「カルタヘナ法」欄は、第一種使用規程が承認された年を記載しており、「—」は未承認であることを示す。
また、農作物の「隔離ほ場」欄における「免除」は、トウモロコシについては隔離ほ場試験が不要と判断されたもの、スタック系統については親系統と比較し形質間の相互作用が示されていないことを確認しているものであることを示す。
注2: 「承認状況」の「食品衛生法又は飼料安全法」欄は、安全性が確認された年又は所定の手続を行った年を記載しており、「—」は未確認であること、「○」は安全性が確認されたもの同士の掛け合わせであることを示す。
ただし、「—」には、花きや昆虫など、食用や飼料用に供さない場合も含まれる。

【参考】親系統の審査状況

・高オレイン酸含有並びに除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤、グリホサート及びジカンバ耐性ダイズ
 (*gm-fad2-1*, *gm-hra*, 改変*cp4 epsps*, 改変*dmo*, *Glycine max* (L.) Merr.)
 (305423 × MON89788 × MON87708, OECD UI: DP-305423-1 × MON-89788-1 × MON-87708-9)

名称【申請者】			使用等の内容	承認の状況			
				カルタヘナ法		食品衛生法 又は飼料安全法	
				隔離ほ場	一般利用	食品	飼料
1	参考資料1 6頁ダイズ の番号17	高オレイン酸含有及び除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤 耐性ダイズ(<i>gm-fad2-1</i> , <i>gm-hra</i> , <i>Glycine max</i> (L.) Merr.) (DP-305423-1, OECD UI:DP-305423-1)	食用又は飼料用に 供するための使用、栽培、加工、 保管、運搬及び廃棄並びにこれらに 付随する行為	2007	2010	2010	2010
2	参考資料1 5頁ダイズ の番号8	除草剤グリホサート耐性ダイズ (改変 <i>cp4 epsps</i> , <i>Glycine max</i> (L.) Merr.) (MON89788, OECD UI: MON-89788-1)	食用又は飼料用に 供するための使用、栽培、加工、 保管、運搬及び廃棄並びにこれらに 付随する行為	2006	2008	2007	2007
3	参考資料1 7頁ダイズ の番号32	除草剤ジカンバ耐性ダイズ (改変 <i>dmo</i> , <i>Glycine max</i> (L.) Merr.) (MON87708, OECD UI: MON-87708-9)	食用又は飼料用に 供するための使用、栽培、加工、 保管、運搬及び廃棄並びにこれらに 付随する行為	2010	2013	2013	2013

注1：「承認の状況」の「カルタヘナ法」欄は、第一種使用規程が承認された年を記載しており、「-」は未承認であることを示す。
 また、「隔離ほ場」欄における「○」は、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」に基づき、確認されたものであることを示す。

注2：「承認の状況」の「食品衛生法又は飼料安全法」欄は、安全性が確認された年又は所定の手続を行った年を記載しており、「-」は未確認であることを示す。ただし、「-」には、花きなど、食用や飼料用に供さない場合も含まれる。